

小中学校等の対応について

1 小中学校について

(1) これまでの経過

- 3月2日から24日まで臨時休校の措置（政府要請）
- 4月10日から24日まで臨時休校の措置
- 5月6日まで臨時休校の延長（4/16：緊急事態宣言の発出）
- 5月31日まで臨時休校の延長（緊急事態宣言の延長）

(2) 臨時休業中の今後の登校日

- 5月21日から実施
 - 分散登校（学年別や地域別など）により「3密」に配慮
 - 学習指導と健康・心のケア

(3) 学校再開（6月1日）における対応

- 段階的に通常の授業体制（学校行事の精選）
- 学校給食：配膳過程における感染防止のため、可能な限り品数の少ない献立から開始

2 保育所、認定こども園及び幼稚園について

(1) これまでの経過

- 4月20日から5月6日まで登園自粛の要請（4/16：緊急事態宣言の発出）
- 5月31日まで登園自粛の延長（緊急事態宣言の延長）

(2) 登園自粛要請の解除

- 5月18日から実施

3 その他の保育関係施設について

- ア 放課後児童クラブ（現行どおり：午後2時から受入れ）
- イ 児童センター及び児童館（5月18日から利用自粛の解除）
- ウ 子育て支援センター（5月31日まで休所）